

桜島学校の校章等制作業務委託仕様書（案）

1 事業名 桜島学校整備推進事業

2 業務名 桜島学校の校章等制作業務委託

3 業務の目的

本業務は、事業の背景を踏まえたデザイン性や、学校施設との調和を重視した桜島学校の校章及びロゴマークを作成するものである。

4 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日（月曜日）まで

5 予算上限額 500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので留意すること。

6 事業の背景

(1) 鹿児島市立桜島学校（以下「桜島学校」という。）新設の経緯

桜島地域では小中学校全校の児童生徒数が減少していることについての危機感から、令和3年7月に桜島地域コミュニティ協議会連絡会で、学校統合についての議論が始まった。同連絡会では、保護者向け説明会やアンケート調査を実施したうえで、学校統合の意思決定を行い、令和3年12月に「桜島地域の小・中学校の統合に関する要望書」を教育長宛てに提出した。

教育委員会では、この要望書を受け止め、子どもたちのよりよい教育環境の確保を第一に、桜島地域ならではの特色ある教育を取り入れ、桜島地域の5小学校・3中学校を統合し、本市初の義務教育学校として桜島学校を設置することとした。

桜島学校は、地域の方々の夢と希望、桜島地域の未来を託した学校であり、本市初の義務教育学校として、これまでにない新しい学校、地域の拠点となる学校を目指している。

教育面では、「桜島をまるごと学び舎に」をコンセプトに、小中9年間の系統的な教育課程を編成していくとともに、異学年交流や地域の様々な資源を活かした教育活動など、特色ある教育を展開していく。

また、施設面では、敷地内に桜島公民館を併設することや、地域の活動や学校を支援する活動を行う方々が交流できるスペースの確保、学校図書館・屋内温水プールなどの学校施設の開放を行うなど、地域に開かれ、地域の核となる学校となるよう取組んでいる。

(参考) 鹿児島市ホームページに掲載の資料

■ 『桜島地域における義務教育学校基本構想』

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kanri/kysoumu/gakkouseibi/gimugakko/seibikenntou.html>

■ 『桜島地域における義務教育学校基本・実施設計等業務委託 基本設計図書』

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kanri/kysoumu/gakkouseibi/gimugakko/kihonnsekkei.html>

■ 『広報紙 Sakurajima(2023SUMMER)』

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kanri/kysoumu/gakkouseibi/gimugakko/otayori.html>

(2) 施設の概要

設置場所	鹿児島市桜島横山町1722番地17（旧桜島溶岩グラウンド第1）
設置の経緯	桜島地域の5小学校（東桜島小学校、高免小学校、黒神小学校、桜洲小学校、桜峰小学校）と3中学校（東桜島中学校、黒神中学校、桜島中学校）を廃止し、新たに義務教育学校として設置するもの。
施設整備	教室棟、管理棟、屋内運動場など7棟で構成され、同施設内には公民館及び放課後児童クラブ（学童保育）を含む。 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造 ※別紙「施設概要（平面図・立面図）」参照
設計事業者	株式会社オープラスエイチ
整備スケジュール	令和6年10月着工 令和8年1月工事完了（予定）

(3) 設計事業者の想い

『学びの原点であり、ホームである学校』

この度桜島には、すでにある八つの小中学校を統合し、新たな義務教育学校が生まれます。設計にあたっては、この学校で過ごす時間自体が、子どもたちの学びの原点となり、学びのホームとなる場所を目指しました。これまで桜島の各地域にあった学校が一つになるからこそ、桜島全体がまるごと学び舎になったら素晴らしいことだと感じています。「学びのホーム」とは、学校をホーム、すなわちいつでも帰ってくることのできる家のような場所と捉え、そこを拠点に島全体に子どもたちが出かけて行きたくなる学校をつくるということです。鹿児島に長きにわたって培われてきた自然や文化を引き継ぎ、桜島だからこそ触れられる、地域に根ざした学びがある学校、この土地で育った記憶が子どもたちの誇りとなる学校を目指しています。

この学校の大きな特徴の一つは、家のような三つの教室棟をつなぐ中心に図書館棟があることです。雄大な桜島御岳を望む学校図書館には、子どもたちの自発的な学びを促すたくさんの本が置かれています。さらには、ブックパサージュと呼ばれる、本のある廊下が図書館から教室までを繋いでいます。教室の中で学ぶことはもちろん、ブックパサージュにも多様な居場所があり、一人でも、数人でも、大勢でも学ぶことのできる学校です。

地域に開かれた学校であることも、桜島学校の特徴の一つです。公民館が併設されていることはもちろん、温水プールやキッチン併設された食堂、図書館、放課後児童クラブなど、地域と協働でこれからの使い方を考え、ともに歩いていく学校となるでしょう。子どもたちの学びを考えることは、まちの未来を考えること。桜島という特別な環境で、まちの未来を育む学びの場であることを象徴するような、校章のデザインを期待しています。

7 業務内容

(1) 校章及びロゴマークの制作

① 校章の制作

桜島学校を象徴するシンボルマーク（図形）であること。

② ロゴマークの制作

ア シンボルマーク（図形）及びロゴタイプ（文字）により構成されるものであること。

イ ロゴタイプは、和文及び英文の2パターンとする。

(2) 業務行程

① 校章の制作の流れ

受託者は、定められた期日までに校章の複数デザイン案（2点以上）を委託者に提案すること。なお、受託者には、契約締結後に令和6年7月に実施の「桜島学校の歌及びシンボルマーク制作に向けての住民アンケート」の集約結果を提供するので、校章等をデザインするうえで参考とすることが出来る。

複数デザイン案に対する住民意向調査の結果を踏まえ、「桜島地域における義務教育学校整備検討委員会」において最終選定されたものを校章案として採用する。

② ロゴマークの制作の流れ

上記①で選定された校章案をもとに委託者と協議のうえ、定められた期日までにロゴマークのデザイン案（1パターン以上）を制作し委託者に提案すること。

「桜島地域における義務教育学校整備検討委員会」に諮り、ロゴマーク案として採用する。

③ 上記①の校章案及び上記②のロゴマーク案について、必要に応じてデザインの修正や改正等を行い成果品とすること。

(3) 制作にあたっての基本事項

校章及びロゴマークは、以下の項目に基づき制作及びデザイン化すること。

① 桜島学校に通う児童生徒や、桜島地域の住民から愛され親しまれるデザインとすること。

② 桜島学校の目的や背景、コンセプトをよく表現しており、かつ視認性の高いデザインとすること。

③ 永続的な使用が考慮されていること。

④ サイズ、媒体（紙、布、デジタルメディアなど）など、様々な条件で印刷・使用されることが考慮されていること。

[参考] 想定される使用方法、使用範囲

- ・ 学内の建造物、校旗などの物品
- ・ 学校指定用品（体育服、帽子など）
- ・ 賞状、賞品、記念品、学生手帳、身分証明書等
- ・ 学校や教育委員会が作成する印刷物、ホームページ
- ・ 学校が作成し使用する封筒類の文具等
- ・ 学校教職員が業務のために使用する名刺 など

⑤ ロゴマークは、シンボルマーク（図形）単体で使用する場合と、シンボルマーク（図形）とロゴタイプ（文字）を組み合わせる場合の双方を想定したデザインとすること。

⑥ 独自にデザインした国内外未発表で類似性のない作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

- ⑦ 生成型A I等を用いて作成した作品及び生成型A I等を用いて作成したものに手を加えた作品は不可とする。
- ⑧ 第三者が権利を有している素材を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ⑨ 国内外の文化において、誤解を招く恐れがないこと。

8 スケジュール

本業務のスケジュールは概ね次のとおりを予定しているが、契約締結後の詳細は協議により決定する。

実施内容	実施期間等
公募期間	令和6年7月9日(火)～7月22日(月)
参加資格審査申請書等提出期限	令和6年7月22日(木)
参加決定通知書送付	令和6年7月24日(水)
企画提案書等の受付期間	令和6年7月24日(水)～8月15日(木)
質問受付期限	令和6年7月30日(火)
質問に対する回答期限	令和6年8月2日(金)
審査	令和6年8月26日(月)
審査結果の通知	令和6年8月30日(金)
契約締結手続き開始	令和6年9月3日(火) (予定)
校章の複数デザイン提出期限	令和6年11月中旬
校章の複数デザインに対する住民意向調査	令和6年12月中旬～令和7年1月中旬
校章案の最終選考	令和7年1月下旬
ロゴマークのデザイン提出期限	令和7年3月上旬
事業完了	令和7年3月31日

9 成果品

- (1) 採用された校章及びロゴマークの案については、協議又は指示により修正、変更したものを成果品とする。
- (2) 成果品は、『JPEG』形式、『PNG』形式、『Portable Document Format』形式及びAdobe Illustratorで編集可能なファイル形式の4種類を作成し、CD-R等の電子媒体にて納品するものとする。
- (3) ロゴマークについての成果品は、ロゴマーク(和文のロゴタイプを使用したもの)、ロゴマーク(英文のロゴタイプを使用したもの)、シンボルマーク、ロゴタイプ(和文)、ロゴタイプ(英文)に分けて納品するものとする。
- (4) ロゴタイプ(文字)の指定書体(フォント)を明示すること。また、校章及びロゴマークにカラーを用いる場合は、標準となる色番号を明示すること。

10 検査確認

成果品により確認を行う。

11 瑕疵担保等

成果品の引き渡し後に当該成果品について仕様に適合しない欠陥等が発見され、発見から3ヵ月以内に通告した場合には、受託者の責任において必要な修正及び補正を無償で行うものとする。

12 契約に関する条件等

(1) 再委託

- ① 受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にして委託者の承認を得ること。

(2) 業務の履行に関する措置

- ① 委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書類を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ② 受託者は①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で提出するものとする。
- ③ 本業務の成果品が仕様に反することが判明した場合には、受託者は納品後であっても作品データの修正を行うこと。

(3) 権利の帰属先等

- ① 受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）及び商標登録をする権利、使用权に関する全ての権利は委託者に帰属するものとする。
- ② 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）の権利を行使しないものとする。
- ③ 受託者は、委託者の承諾なしに成果物の一切を外に流用することはできない。ただし、受託者がデザイン年鑑、作品集、ウェブサイト等において自身の作品として紹介・掲載することを制限するものではない。
- ④ 受託者は、納品した成果品について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証し、第三者から著作権侵害等を主張された場合には、受託者が一切の責任を負うものとする。
- ⑤ 桜島学校は開校後に、独自にロゴマークのシンボルマーク（図形）やロゴタイプ（文字）の構成や組合せなどを変更し、ロゴマークとして用いる場合がある。

(4) 機密の保持

- ① 本業務（再委託をした場合も含む）を実施するにあたり、業務上知り得た情報は機密情報として取扱い、開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用してはならない。また、そのための措置を講ずること。
- ② 上記項目については、契約期間終了後においても同様とする。

(5) 関係法令の遵守

- ① 受託者は、本業務（再委託をした場合も含む）を履行するうえで、関係法令を遵守すること。

13 その他

(1) 協力体制

本業務が完了するまでの間、進捗状況の報告や、発生する課題への協議・解決等に関しこの仕様書に定めのない事項なども含め、必要の都度、双方協議のうえ進めることとし、常に協議可能な体制を整えておくこと。

(2) 記録の作成

受託者は、本業務の適正な遂行を図るため、打合せを行った都度その内容について記録を作成し、相互に確認を行うものとする。

(3) 経費の取り扱い

本業務に必用とする経費は、本仕様書に明記しないものであっても原則として受託者の負担とする。

(4) 業務概要の変更

業務概要は現時点での予定であり、委託者と受託者の協議により変更することがある。

(5) 業務の範囲

本仕様書に特に明記のない事項であっても、社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(6) 作品の選考

受託者は、「桜島地域における義務教育学校整備検討委員会」における校章案の最終選考の結果に異議を唱えることは出来ない。

以上